

各府立学校長 様

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について（通知）

京都府における新型コロナウイルス感染症に係る新規陽性者数について、本年2月上旬をピークとして減少傾向にありましたが、6月下旬から増加傾向がみられ、全国的にも7月に入り感染者数が拡大している状況です。

今後、夏季休業期間を迎えて人の往来が活発となり、感染の更なる急拡大が懸念されることから、引き続き気を緩めることなく、適切な感染拡大防止対策を徹底した上で、学校教育活動を行っていく必要があります。

ついては、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

1 通学等について

各学校の通学実態や地域の感染状況を踏まえ、引き続き、通学時や校内での密を避ける工夫を行うこと。

2 学校教育活動の制限について

- (1) 感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver.8）（以下「衛生管理マニュアル」という）P50）については、可能な限り感染症対策を行った上で、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施すること。
- (2) 学校外の者が参加して行われる校内での活動や、校内外での他校生との交流については、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染症対策を十分に講じた上で実施を可とする。
- (3) 校外での教育活動については、訪問地域の感染状況や移動時も含めた活動内容等から、感染リスクが低いと判断できる場合に実施を可とする。
- (4) 宿泊を伴う教育活動については、訪問地域の感染状況や活動内容等から、感染リスクが低いと判断できる場合に実施を可とする。

なお、実施にあたっては、次の事項に十分留意すること。

ア 訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮するとともに、移動時におけ

る感染リスクができるだけ小さくなるように検討すること。

イ 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第5版）」（一般社団法人日本旅行業協会）等を参考にすること。

ウ 出発の2週間前から健康状況（体温・体調等）を毎日記録させ、出発時に必ず提出させること。その間に発熱等の症状がある場合や、感染が疑われる場合は参加させないこと。

エ 活動期間中、毎日の検温と教員による健康観察の実施・記録を徹底すること。

オ 発熱等の事態に備えて、発症者の隔離・看護、医療機関・管轄保健所の確認、保護者との連絡体制の確認、行程の変更など、対応策を検討すること。

カ 本人及び保護者に対して感染防止対策や緊急時の対応等について十分な説明を行い、理解を得た上での参加となるよう配慮すること。また、参加に当たっては、保護者に同意書の提出を求めること。

(5) 部活動について

ア 制限等

活動に当たっては、引き続き、「府立学校の部活動における感染防止対策について」（令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡）（以下「部活動通知」という。）による「各競技等の活動や行動等」に留意するとともに、競技団体等が示すガイドライン等を踏まえること。

(ア) 参加者 参加者の範囲を限定・把握し、密集を回避した上で、管理できる人数とすること。

(イ) 活動場所 自校以外で活動する場合には、訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮するとともに、移動時における感染リスクができるだけ小さくなるように検討すること。

(ウ) 活動時間 部活動指導指針のとおり。

(エ) 他府県交流 交流先と事前に連絡を密に取り、感染防止のための必要な措置を適切に実施すること。

(オ) 宿泊 訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮すること。

(カ) 大会参加 開催地域の感染状況、各自治体の対応方針等及び主催者による感染予防対策を確認の上、判断するとともに、主催者が指示する感染防止対策等の遵守を徹底すること。

イ 留意事項等

(ア) 部活動通知で示した「学校施設を利用した練習試合等を開催する際の感染防止対策チェックリスト（参考）」及び「合宿等宿泊や移動を伴う活動を実施する際の感染防止対策チェックリスト（参考）」を活用するなど、感染防止のための必要な措置を適切に実施すること。

(イ) 練習試合や合同練習等複数校で交流する活動に参加する場合は、事前に交流先や主催者等との連携を図り、会場・更衣室等の換気状況や食事時の対応などを十分に確認した上で適切に判断すること。

(ウ) 他府県交流や宿泊を伴う活動等を実施する場合は、事故防止や安全確保について特に留意し、顧問だけで計画することがないよう、校長はじめ管理職と情報共有するとともに、組織的・計画的に実施すること。

- (エ) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加をしないことを繰り返し指導すること。
- (オ) 活動への参加に当たっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないように特に配慮すること。

3 臨時休業について

感染者の発生状況や濃厚接触等による自宅待機児童生徒の数などにより、学校の全部又は一部（学級単位・学年単位・学部単位）を臨時休業とする場合がある。その対応については、府教育委員会と協議を行う。

4 オンラインを活用した学習について

濃厚接触等による自宅待機児童生徒の増加や臨時休業を想定し、オンラインを活用した学習の実施が更に進むよう努めること。

- (例)・濃厚接触等による自宅待機生徒に対して授業の様子を配信したり、授業を録画して送付したりする。
 - ・授業内容の解説動画を作成し配信する。
 - ・課題の配布・回収・解説・質疑をオンラインで行う。
 - ・同時双方向のオンライン授業を行う。

5 感染防止対策の徹底等について

(1) 感染症対策の徹底について

感染防止対策を再点検し、必要に応じて学校教育活動継続事業費を活用して対策強化を図るとともに、以下の取組を徹底すること。

特に、夏季休業期間中は学校の管理下ではない場面での感染症対策がより重要になることから、生徒一人ひとりが日常生活において、正しい情報に基づいた適切な感染症対策を自ら行うことができるように指導すること。

ア マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するよう指導すること。なお、マスクの着用については、衛生管理マニュアルP40で示すように適切に指導すること。併せて、夏季におけるマスクの着用については、熱中症のリスクがさらに高まるおそれがあることから、マスク着用が不要な場面及びそれに際した留意事項を改めて確認し、熱中症対策と感染拡大防止の意識をもって行動するよう指導すること。

イ 食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導すること。

ウ 児童生徒に発熱等の風邪の症状等がある場合は、休日及び夏季休業期間中においても、登校させないことを徹底すること。同居の家族に同様の症状等がある場合は、登校させないことをあらかじめ説明し、遵守させること。この場合、授業日については学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとることとなる。

エ 休日及び夏季休業期間中に補習や部活動等で登校する際も、基本的な感染症対策を徹底するとともに、感染拡大防止の意識を持って行動するよう指導すること。

オ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避すること。

カ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいた上でマ

スクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。

キ 文化祭や体育祭等の準備・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、実施内容や方法、実施する場所や時間等について、十分配慮すること。例えば、生徒が密集する活動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動を回避することや、小グループでの活動を基本とし、全員で集まって活動する機会を限定することなどが考えられる。

(2) **保護者との連絡体制の確認について**

ア 学校から保護者に一斉連絡が必要な場合や、休日に緊急連絡が必要な場合、万一臨時休業になった場合を想定し、確実に連絡が取れる手段と体制を確立すること。

イ 家族及び児童生徒に新型コロナウイルス感染症の疑いが判明した場合は、平日、休日、休業日を問わず、必ず学校へ速やかに連絡するよう周知するとともに、連絡を確実に確認できる体制を確立すること。

(3) **夏季休業期間における体調管理について**

基本的な感染症対策を徹底するとともに、夏季休業期間中においても「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導すること。

6 特別支援学校独自に必要な対応について

(1) **スクールバス**

過密化を回避し、環境衛生を良好に保つとともに、運行時はこまめな換気を実施すること。

(2) **給食**

食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、大声での会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応を行うこと。

また、教職員が児童生徒の食事の介助等を行う場合は、マスクを着用するとともに、介助中は自身の喫食をしないなどの感染防止対策を徹底すること。

(3) **職場実習等**

職場実習等については、実施時期や方法等を検討の上、感染リスクが低いと判断できる場合に、実施を可とする。実施する場合は、受け入れ先の企業と生徒・保護者等の職場実習の実施の意向を確認し、三者間で合意を得た上で、感染防止対策を徹底すること。

(4) **医療的ケア等を必要とする児童生徒**

医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒等の登校については、地域の感染状況等を踏まえ、主治医や保護者等と連携を密にし、個別に判断すること。

(5) **寄宿舎**

寄宿舎での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備の設置、多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、マスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。

居室について、2人以上の共用としている場合は、十分な距離をとり、間に仕切りをするなどとともに、咳エチケット徹底と近距離での大声での会話を避けること。

児童生徒の朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。

(6) **その他**

部活動以外の教育活動における学級・学年・学部間の交流等については、実施時期や方法等を検討の上、感染リスクが低いと判断できる場合に、実施を可とする。実施する

場合は、5(1)感染症対策の徹底に示す感染防止対策を十分に講じること。

7 人権上の配慮について

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であること、また、身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、新型コロナワクチン接種の有無やマスクをしていないことにより、非難・いじめ・SNS等による誹謗中傷・偏見や差別を絶対に行わないよう指導を徹底すること。
- (2) 不確かな情報に惑わされて人権侵害につながるものがないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。
- (3) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

8 教職員の勤務等について

- (1) **教職員に対する新型コロナワクチン接種について**
希望する教職員のワクチン接種が円滑に進むよう配慮すること。
とりわけ、追加接種（3回目の接種）については、令和4年2月9日付け事務連絡「教職員の新型コロナワクチンの追加接種について」の趣旨も踏まえ、接種が進むよう配慮すること。
- (2) **教職員の時差出勤について**
児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提として、引き続き、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤等を適切に活用する等、可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を徹底すること。
- (3) **教職員の勤務について**
暑い季節を迎え、屋外ではマスクを外すなどの対応も必要となるが、改めて一人ひとりが感染に注意して行動するよう、府民にお願いしている感染拡大させない取組等について、教職員に徹底すること。

I 一人ひとりが感染対策を

感染拡大を防止しながら日常に近づけるため、「自分が感染しない」、「ほかの人に感染させない」、「感染をひろげない」を常に意識した行動をとってください。

1 基本的な感染対策

- ・ 部屋の換気、こまめな手洗い・手指消毒を心がけてください。
- ・ 少しでも体調が悪い場合は、医療機関に電話の上、受診し、家族を含めて通勤・通学・通園は控えてください。
- ・ 体調に不安がある時は、家族を含めて外出を控えてください。
- ・ 人との距離を確保し、大声での会話など感染リスクの高い行動を避けてください。

自分が感染しないために

- ・ 正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用、こまめな換気による空気の入れ換えを行ってください。
- ・ 「三つの密」を回避して、人と人との距離を確保し、大声での会話を控えてください。
- ・ 旅行や帰省に伴う移動や、多くの人が集まる場所では、混雑の状況に十分気をつけて、基本的な感染対策の実践など感染リスクを回避する行動をとってください。

ほかの人に感染させないために

- ・ 毎朝の検温等による体調管理を行い、発熱や咳等の症状がある場合は医療機関へ相談してください。
- ・ 高齢者や基礎疾患のある場合、これらの方と日常的に接する場合は、感染リスクの高い場面や場所への外出を控えるなど、特に注意してください。

感染をひろげないために

○学校・保育所等でひろげないために

- ・ 学校、保育所等での生活や送迎などの学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守ってください。
- ・ 毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、家族を含めて発熱や咳等の症状がある場合は登校や登園を控えてください。

○医療機関・高齢者施設等でひろげないために

- ・ 医療機関、高齢者施設等での感染拡大を防ぐため、面会などの各施設で決められた感染対策のルールを守ってください。

2 正しいマスクの着用

- ・ 屋外でも、身体的距離が確保できず、会話を行う場合は、マスクを着用してください。
- ・ 屋内でも、身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、着用の必要はありません。

3 飲食時の感染対策

- ・ 適切な感染対策が講じられているお店（認証店）を利用してください。
- ・ 会話の時はマスクを着用してください。
- ・ お店では大声で話さないようにしてください。
- ・ 余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにしてください。

(4) 教職員の感染疑いがある場合等の報告について

感染した教職員が勤務した場合は、児童生徒や他の教職員に感染し、学級閉鎖等を余儀なくされることもあることから、所属教職員が休みやすい環境をつくとともに、体調が良くない者（発熱、咳、全身の倦怠感、のどの痛み、鼻づまり等）は休務し、医療機関を受診するよう徹底すること。また、教職員自身の体調だけではなく、同居家族の体調が悪い場合についても、休務するよう徹底すること。

【体調の確認や報告の徹底】

- 1 毎朝、体温測定を行うなど体調を確認し、発熱等の風邪症状がある場合には、遅滞なく管理職に報告すること。また、自身が濃厚接触者とされた場合やPCR検査を受けることが分かった場合も同様であること。

- 2 同居親族に同様の症状がある場合についても、自身の体調変化に十分注意すること。
- 3 校内の陽性者が判明した場合には、管理職が行う陽性者との接触状況に係る調査において、接触状況は校内・校外を問わず管理職に申告するほか、接触の不安のある場合も管理職に相談するなど、学校における感染拡大防止の措置のために行う調査に協力するよう徹底すること。

(5) 会議等における感染防止について

会議等に新型コロナウイルス感染症の患者が出席していた場合、同席者が接触者に特定され、結果として、学校体制が確保できず、長期の学校休業を実施せざるを得ないなど、学校運営に大きな支障を来す場合がある。

については、「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」（令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡）に添付した資料も参考にし、会議等を行う場合の感染防止を徹底すること。

9 その他

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

※関係通知文

- ・「夏期休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和4年6月28日付け4教保第670号教育長通知）
- ・「学校における今後の新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」（令和4年6月22日付け4教保第652号教育長通知）
- ・「夏季における児童生徒のマスクの着用について」（令和4年6月13日付け4教保第618号教育長通知）
- ・「学校における児童生徒等のマスクの着用等について」（令和4年5月25日付け4教総第350号教育長通知）
- ・「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更等について」（令和4年5月24日付け4教保第533号教育長通知）
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」（令和4年4月5日付け4教保第333号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」（令和4年2月22日付け4教保第186号教育長通知）
- ・「教職員の新型コロナワクチンの追加接種について」（令和4年2月9日付け教職員企画課長事務連絡）
- ・「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和4年2月7日付け4教総第71号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルスの懸念される変異株、オミクロン株に対応した学校における感染症対策に係る留意事項について」（令和4年1月7日付け4教保第39号教育長通知）
- ・「新たな『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の決定について」（令和3年11月22日付け3教保第1062号教育長通知）
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年9月29日付け3教保第912号教育長通知）
- ・「府立学校における児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて」（令和3年8月31日付け3教総第512号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」（令和3年7月30日付け3教総第456号教育長通知）
- ・「府立学校の部活動における感染防止対策について」（令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒・教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」（令和3年5月19日付け3教総第314号教育長通知）
- ・「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」（令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32教育長通知）」
- ・「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」（令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」（令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡）

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項） 教職員企画課（教職員のサービス及び健康管理） 学校教育課（小中学校に関すること） 特別支援教育課（特別支援学校に関すること） 高校教育課（高等学校に関すること） 保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること） 社会教育課（PTAに関すること）	075-414-5751 075-414-5813 075-414-5831 075-414-5834 075-414-5846 075-414-5861 075-414-5882
----	---	--